

分野別検討グループの設置について（案）

平成 18 年 月 日
専門職大学院認証評価
に関する検討会議決定

専門職大学院認証評価に関する検討会議（以下「検討会議」という。）の下に、独立行政法人大学評価・学位授与機構専門職大学院認証評価に関する検討会議規則第 8 条の規定に基づき、検討グループを以下のとおり設置する。

1 目的

専門職大学院の課程に係る分野ごとの教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況についての評価に関し、以下の事項について整理し、検討会議における検討材料として適宜提供する。

- 各分野固有の評価基準について
- その他、上記に付随する事項

2 構成員等

- 分野別検討グループは、主査が指名する委員数名により構成する。
- 分野別検討グループには、グループリーダーを置く。グループリーダーは主査が指名する。

3 議事

- 分野別検討グループは、グループリーダーが招集し、議長となる。
- 分野別検討グループは、構成員の過半数の出席をもって会議を開くことができる。

4 設置期間

当該分野に係る専門の事項に関する調査の終了までとする。